



分野・ステップ別支援施策集

		着想・発端	調査・計画
農林業		(相談) (2) 農業参入サポートデスク P 48	
		(相談、その他) (7) 農業人材マッチング推進事業 P 53	
製造・販売業	(1) 建設業サポートデスク P 46	(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P 55	(相談、その他) (8) いしかわ耕稼塾運営事業
			(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム
			(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用
環境・リサイクル		(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P 55	(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム
			(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用
介護・福祉			(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム
			(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用
			(相談) (22) 介護保険制度の事業者指定 (居宅サービス)
			(相談) (23) 認可外保育施設の開設に関する相談 P 67
			(相談) (24) 障害福祉サービス事業所の開設に関する相談

事業実施 定着・拡大	
(相談) (2) 農業参入サポートデスク P 48	
	(相談、その他) (7) 農業人材マッチング推進事業 P 53
	(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P 55
	(相談、その他) (8) いしかわ耕稼塾運営事業 P 54
P 56	(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム P 56
推進ファンド P 63	(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用推進ファンド P 63
	(助成) (3) たくましい担い手経営育成事業 P 49
	(融資、助成) (4) 経営体育成支援事業 P 50
	(融資) (5) 農業近代化資金 P 51
	(融資) (6) 経営体育成強化資金 P 52
	(相談、その他) (9) 地産地消サポートデスク P 55
P 56	(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム P 56
推進ファンド P 63	(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用推進ファンド P 63
	(融資) (11) 経営革新等支援融資 P 57
	(融資) (12) 地域商工業活性化融資 P 58
	(融資) (13) 事業転換支援融資 P 59
	(融資) (14)、(15) 経営安定支援融資 P 60～62
	(相談、融資、助成、その他) (17) 中小企業地域資源活用プログラム P 64
P 56	(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム P 56
推進ファンド P 63	(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用推進ファンド P 63
	(融資) (11) 経営革新等支援融資 P 57
	(融資) (12) 地域商工業活性化融資 P 58
	(融資) (13) 事業転換支援融資 P 59
	(融資) (14)、(15) 経営安定支援融資 P 60～62
	(融資) (18) 石川県環境保全資金融資制度 P 65
	(融資) (19) 石川県地球温暖化対策支援融資制度 P 65
	(融資) (20) 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度 P 66
	(その他) (21) 石川県エコ・リサイクル製品認定制度 P 66
P 56	(相談、融資、助成) (10) 建設業複業化支援プログラム P 56
推進ファンド P 63	(相談、助成、その他) (16) いしかわ産業化資源活用推進ファンド P 63
に関する相談 P 67	
	(相談) (23) 認可外保育施設の開設に関する相談 P 67
P 68	
	(融資) (11) 経営革新等支援融資 P 57
	(融資) (12) 地域商工業活性化融資 P 58
	(融資) (13) 事業転換支援融資 P 59
	(融資) (14)、(15) 経営安定支援融資 P 60～62
	(融資) (25) 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度 P 68

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(1) 建設業サポートデスク

建設業者にとって相談しやすい土木部の相談窓口です。

- 建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。（総合相談窓口）
- 石川県内の建設関連企業で創出された新技術（工法、材料、製品）を認定し、公共工事へ積極的に活用します。（石川県建設新技術認定・活用制度）

総合相談窓口

●対象となる方

県内建設業者

●支援内容

●建設業の各種相談

- ・建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介など

●専門家の派遣

- ・石川県建設業アドバイザー（経営コンサルタントなどの専門家）派遣による経営相談（経営診断・経営計画の策定等）

●利用方法

- ・P 47の「問い合わせ先」までご連絡ください

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方は、Eメールでの相談も受付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

石川県建設新技術認定・活用制度

●対象となる方

県内の建設関連企業のうち

- (1) 本社または新技術の開発、生産に係る施設が石川県内にある企業
- (2) 共同開発のために設立した団体で(1)に該当する企業が実質的な開発者として参画している者

※新技術とは、県内の建設関連企業が新たに開発、改良した土木・建築等の工法、材料、製品等で、石川県の標準積算基準書等に記載されている既存技術と比較して優位性があるものをいう

●支援内容

- 申請された新技術を、産学官で構成される石川県建設新技術評価委員会で評価した上で、以下のような支援を行います。

- ・認定された新技術を公共工事で積極的に活用
- ・技術的課題の解決への指導・助言
- ・(財)石川県産業創出支援機構(ISCIO)と連携した販路開拓等の助言
- ・試験施工の現場提供
- ・新技術の内容を県のホームページで公開

●募集期間

随時

●利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| ・石川県土木部監理課 | TEL：076-225-1712 | FAX：076-225-1714 |
| ・南加賀土木総合事務所 | TEL：0761-21-3333 | FAX：0761-21-7080 |
| ・石川土木総合事務所 | TEL：076-272-1188 | FAX：076-272-1870 |
| ・県央土木総合事務所 | TEL：076-241-8201 | FAX：076-244-0915 |
| ・中能登土木総合事務所 | TEL：0767-52-5100 | FAX：0767-52-5104 |
| ・奥能登土木総合事務所 | TEL：0768-22-0567 | FAX：0768-22-2144 |

○石川県建設新技術認定・活用制度について

- | | | |
|----------------|------------------|------------------|
| 石川県土木部監理課技術管理室 | TEL：076-225-1787 | FAX：076-225-1788 |
|----------------|------------------|------------------|

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(2) 農業参入サポートデスク

農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。

● 対象となる方

一般企業（建設企業を含む）

● 支援内容

● 農業参入の各種相談

農業分野への参入を検討している企業のお手伝いをしています。

〔例〕

- ◎農地を借り入れるための制度や手続き
- ◎企業の受け入れを希望している市町の情報
- ◎ビジネスプランや営農計画の考え方、作り方
- ◎栽培技術の習得
- などの課題解決に向けた相談を受付

● 実施期間

随時

● 利用方法

- (1) 下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) 面談による相談を希望の場合は、事前にご連絡ください。

問い合わせ先

○農業参入サポートデスク (石川県農林水産部農業政策課内)	TEL : 076-225-1660	FAX : 076-225-1618
・南加賀農林総合事務所 企画調整室	TEL : 0761-23-1707	FAX : 0761-23-1207
・石川農林総合事務所 企画調整室	TEL : 076-276-0528	FAX : 076-276-2745
・県央農林総合事務所 企画調整室	TEL : 076-204-2100	FAX : 076-268-9014
・中能登農林総合事務所 企画調整室	TEL : 0767-52-2583	FAX : 0767-52-3151
・奥能登農林総合事務所 企画調整室	TEL : 0768-26-2320	FAX : 0768-26-2331
○財団法人いしかわ農業人材機構	TEL : 076-225-7621	FAX : 076-225-7622

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(3) たくましい担い手経営育成事業(企業参入型)

農業参入する企業に対し、営農に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成します。

●対象となる方

一般企業（建設企業を含む）

●支援内容

●助成対象

農業（農業参入計画書に記載された作物の栽培等）参入に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成。

〔例〕

生産管理用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）、土壌改良・地力増進用機械（トレンチャー、マニユアスプレッダー）、農機具格納庫、簡易ビニールハウス等

- 事業実施主体 農業参入から3年以内の企業
- 補助率 県：1／3以内、市町：応分の負担
- その他 3年以内に離農または事業を著しく縮小した場合、補助金を返還

●募集期間

H23年度

●利用方法

- (1) 最寄りの市町、農林総合事務所（P 48参照）にご相談ください。
- (2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

問い合わせ先

○農業参入サポートデスク TEL：076-225-1660 FAX：076-225-1618
 (石川県農林水産部農業政策課内)

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(4) 経営体育成支援事業

就農や規模拡大、経営の多角化など経営改善のために必要な農業機械や共同利用施設への助成を市町が作成する計画(経営体育成支援計画書)で一括して支援します。

● 対象となる方

新規就農(※)、認定農業者(※)、参入法人(建設企業を含む)等
※市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

● 支援内容

● 融資主体型補助

融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について、最大で取得価格の3/10を上限に補助金を交付。

助成対象

- (1) 農産物の生産、加工、流通、販売等農業経営の改善に必要な機械や施設
- (2) 農地等の改良、造成又は復旧

● 共同利用施設補助

経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要となる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援。(耐用年数がおおむね5年以上20年以下、中古は2年以上)

● 募集期間

H23年度の募集は終了しました。
(経営体調書の策定支援は、農業参入する市町で随時受け付けます。)

● 利用方法

- (1) 最寄りの市町にご相談ください。
- (2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じています。

問い合わせ先

○農業参入サポートデスク
(石川県農林水産部農業政策課内)

TEL : 076-225-1660

FAX : 076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(5) 農業近代化資金

農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を取扱融資機関（農協・銀行・信用金庫）から、低利で借り受ける農業制度資金です。

●対象となる方

農業へ参入しようとする建設業を含んだ一般企業で、（１）農業経営開始後決算期を２期終えておらず、（２）５年以内に認定農業者（※）になる計画を有すること。

※認定農業者：市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

●制度資金

●融資機関

農協、銀行、信用金庫 等

●資金使途

営農活動に必要な設備・施設の取得、施設等の改良、長期運転資金 等

●貸付限度額、融資率

１億５千万円、８０％

●貸付利率

１．６０％（Ｈ２３．４．１現在）

●償還期限

原則１５年以内（うち据置原則３年以内）

●募集期間

随時

●利用方法

- （１）最寄りの市町、農林総合事務所（Ｐ４８参照）にご相談ください。
- （２）また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じます。

問い合わせ先

- 最寄りの農協等取扱融資機関
- 石川県農林水産部農業政策課
（団体指導グループ）

TEL：076-225-1615

FAX：076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(6) 経営体育成強化資金

農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。

● 対象となる方

農業へ参入しようとする建設業を含んだ一般企業で、(1) 農業経営開始後決算期を2期終えておらず、(2) 5年以内に認定農業者(※)になる計画を有すること。

※認定農業者：市町による農業経営改善計画の認定を受けた者

● 制度資金

● 融資機関

日本政策金融公庫

農協、信連、銀行、信用金庫等でも取り扱います。

● 資金用途

営農活動に必要な設備・施設の取得、施設等の改良、農地の取得、長期運転資金 等

● 貸付限度額、融資率

1億5千万円、80%

● 貸付利率

1.60% (H23.4.1現在)

● 償還期限

25年以内 (うち据置原則3年以内)

● 募集期間

随時

● 利用方法

(1) 最寄りの市町、農林総合事務所 (P 48参照) にご相談ください。

(2) また、下記の問い合わせ先でもご相談に応じます。

問い合わせ先

○日本政策金融公庫金沢支店(農林水産事業)

農業食品課(石川県担当)

TEL : 076-263-6472

○最寄りの農協等取扱融資機関

○石川県農林水産部農業政策課

(団体指導グループ)

TEL : 076-225-1615

FAX : 076-225-1618

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(7) 農業人材マッチング推進事業

農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、幅広い農業人材の確保・育成に努めます。

● 対象となる方

農業者、農業を始めようとする者、農業を支える者、農業を応援する者

● 支援内容

● 農業に関して幅広く、誰もが気軽に相談できる総合窓口の設置

- ◎農業に関するあらゆる相談の受付と初期的なサポート
- ◎農地等農業に関する各種情報の収集と提供

● 農業に入る側と受け入れる側とのマッチング

- ◎コーディネーターによる農業人材相互のマッチング
- ◎就農希望者の就農決意段階から定着までを一貫して相談、指導するチューターによる円滑な営農の定着支援
- ◎就農希望者の希望・条件にあった農地情報の提供・マッチング
- ◎耕作放棄地の再生・利用に向けた支援

● 実施時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：00～17：45

● 利用方法

- (1) ホームページ内の入力フォーム、ファックス、電話による相談予約の上直接ご来所ください。
- (2) E-mailによる相談も受け付けています。

問い合わせ先

財団法人いしかわ農業人材機構

T E L : 076-225-7621

F A X : 076-225-7622

U R L : <http://www.inz.or.jp/>

E-mail : info@inz.or.jp

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(8) いしかわ耕稼塾運営事業

プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。

● 対象となる方

農業者、農業を始めようとする者、農業参入を希望する企業、農業を体験したい者、農業に興味のある者・関連企業

● 支援内容

● プロ農業者の育成

- ◎次代を担う若手農業者を優れた企業経営者に育成する「経営革新スキルアップコース」の設置
- ◎企業的経営を支える幹部社員の能力向上を図る「企画管理力向上セミナー」の実施

● 新規就農者の育成

- ◎就農を希望する者や雇用直後の従業員が農業に必要な基礎知識・技術を習得する「予科」「本科」「実践科」の設置
- ◎自立就農を希望し、基礎知識・技術を習得した者がより実践的に、自ら計画を立てて取り組む「専科」の設置

● 農業への理解の促進

- ◎一連の農作業の体験を行う「農業学ぼうコース」の実施
- ◎農業について理解を深める「開放セミナー」等の実施

● 募集期間

予科、本科、専科については例年2月頃に募集（予定）、その他の講座等はその都度募集（ホームページに掲載）

● 利用方法

ホームページ、E-mail、FAX、電話で下記へお問い合わせください。（月～金曜日）

問い合わせ先

財団法人いしかわ農業人材機構

T E L : 076-225-7621

F A X : 076-225-7622

U R L : <http://www.inz.or.jp/>

E-mail : info@inz.or.jp

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(9) 地産地消サポートデスク

生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給側と需要者側とのマッチングを行います。

● 対象となる方

生産者及び食品事業者

● 支援内容

● 地産地消の取り組みに係る相談の総合受付

生産者・需要者・消費者等からの、県産食材に関する相談の総合受付

● 生産者と需要者のマッチングの推進

需要者からの相談に対する生産者の紹介や、生産者と需要者が商談する「受注懇談会」の参加案内等によるマッチングの推進

● 実施時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～17：00

● 利用方法

下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

石川県農林水産部生産流通課 地産地消グループ

TEL 076-225-1621 FAX 076-225-1624

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(10) 建設業複業化支援プログラム

新分野進出を目指す中小建設事業者を対象に、専門家による新分野進出経営計画の策定支援に加え、県の承認を受けた計画に対しては、各種支援を実施します。

● 対象となる方

新分野進出を目指す県内中小建設事業者（建設業の許可が必要）

● 支援内容

- 新分野進出を目指す県内中小建設事業者を対象に、専門家による新分野進出経営計画の策定支援に加え、県の承認を受けた計画に対して、下記の支援を実施
 - (1) 初期投資等に対する助成（補助率1/2、補助上限額500万円）
 - (2) 県制度融資の金利優遇（▲0.3%）
 - (3) 入札参加資格審査に係る主観点数の付与
 - (4) 新分野における新規雇用に係る人件費助成

● 募集期間

H 23 年度の新分野進出経営計画の募集は終了しました。

（新分野進出経営計画の策定支援は商工会議所等で随時受け付けます。）

● 利用方法

下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

支援機関名	電話番号	支援機関名	電話番号
金沢商工会議所	076-263-1161	珠洲商工会議所	0768-82-1115
小松商工会議所	0761-21-3121	白山商工会議所	076-276-3811
七尾商工会議所	0767-54-8888	石川県商工会連合会	076-268-7300
輪島商工会議所	0768-22-7777	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
加賀商工会議所	0761-73-0001	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244

石川県商工労働部経営支援課経営支援グループ

TEL 076-225-1525 FAX 076-225-1523

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/fukugyouka.html>

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(11) 経営革新等支援融資（経営革新支援分・格差対策分）

知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。

● 対象となる方

法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は経済産業大臣の承認を受けた者

● 融資条件

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 限度額 | 2億円（運転資金は5,000万円まで） |
| (2) 期間 | 設備15年以内(据置3年以内)
運転7年以内(据置1年以内) |
| (3) 利率 | 1.60%以内(付保の場合1.20%以内)
ただし期間10年超の場合は変動金利1.75%以内(付保の場合1.35%以内)
※金利は平成23年4月1日現在 |
| (4) 担保 | 金融機関所定の扱い |
| (5) 保証協会の保証 | 任意 |
- ※ 格差対策分については、経営支援課金融グループにお問い合わせください。

● 募集期間

随時

● 利用方法

経営革新計画の承認書を添えて下記取扱金融機関に融資申し込んでください。

〔取扱金融機関〕

商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会

問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ
TEL (076) 225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(12) 地域商工業活性化融資（一般分）

500万円以上の設備投資をする方に対する低利の融資制度です。

● 対象となる方

工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う方で投資総額 500 万円以上の者

● 融資条件

- (1) 限度額 5,000万円（特認 2 億円）
- (2) 期間 15年以内(据置 2 年以内)
- (3) 利率 1.80%以内(付保の場合1.40%以内)
ただし期間10年超の場合は変動金利1.95%以内(付保の場合1.55%以内)
※金利は平成23年 4 月 1 日現在
- (4) 担保 金融機関所定の扱い
- (5) 保証協会の保証 任意

※建設業者が異業種に関する設備投資を行う場合、事業実績が 1 年以上無い場合は、地域商工業活性化融資は利用できません。（事業転換支援融資で対応します。）

● 募集期間

随時

● 利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P57 参照）に融資申込してください。

問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ
TEL (076) 225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(13) 事業転換支援融資（一般分・格差対策分）

新たに違う業種に進出する方（事業転換・多角化）に対する低利の融資制度です。

● 対象となる方

3年以上同一の事業を行っている方で、

- (1) 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行う者
- (2) 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれる者

● 融資条件

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 限度額 | 5,000万円（特認2億円） |
| (2) 期間 | 設備15年以内(据置3年以内)
運転 7年以内(据置1年以内) |
| (3) 利率 | 1.60%以内(付保の場合1.20%以内)
ただし期間10年超の場合は変動金利1.75%以内(付保の場合1.35%以内)
※金利は平成23年4月1日現在 |
| (4) 担保 | 金融機関所定の扱い |
| (5) 保証協会の保証 | 任意 |
- ※ 格差対策分については、経営支援課金融グループにお問い合わせください。

● 募集期間

随時

● 利用方法

商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関（P57 参照）に融資申込してください。

問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ
TEL (076) 225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(14) 経営安定支援融資（一般分、再生支援分、緊急経営安定支援分）

売上高等が減少している方に対する運転資金の低利の融資制度です。

● 対象となる方と融資条件

● 一般分

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 融資対象 | ①から④のいずれかの要件を充たす者
売上減少率 ①最近3カ月10%以上
②最近6カ月5%以上
③前期事業年度で税引後欠損金
④今期事業年度で税引前欠損金見込 |
| (2) 限度額 | 8,000万円 |
| (3) 期間 | 7年以内（据置2年以内） |
| (4) 利率 | 1.60%以内(付保の場合1.15%以内、セーフティネット保証利用の場合1.10%以内)
※金利は平成23年4月1日現在 |
| (5) 担保 | 金融機関所定の扱い |
| (6) 保証協会の保証 | 任意 |

● 再生支援分

- | | |
|-------------|----------------------------------------------------|
| (1) 融資対象 | 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けている者 |
| (2) 限度額 | 8,000万円 |
| (3) 期間 | 7年以内（据置2年以内） 実情に応じ10年以内（据置2年以内） |
| (4) 利率 | 1.20%以内。ただし期間が7年超の場合変動金利1.40%以内
※金利は平成23年4月1日現在 |
| (5) 担保 | 原則として無担保 |
| (6) 保証協会の保証 | 必須 |

● 緊急経営安定支援分（平成24年3月31日まで）

- | | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 融資対象 | ①から④のいずれかの要件を充たす者
①最近3カ月間の平均売上高が前年同期比で3%以上減少している者
②売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1カ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にある者
③「東北地方太平洋沖地震」の被災事業者、または被災事業者との取引があり今後一定程度以上の売上減少が見込まれる者
④「東北地方太平洋沖地震」の発生後、原則として最近1カ月間の売上高が前年同月比20%以上減少し、かつ、その後2カ月間の見込みを含む3カ月間の売上高が前年同期比20%以上減少の見込まれる者 |
| (2) 限度額 | 8,000万円 |
| (3) 期間 | 7年以内（据置2年以内） |
| (4) 利率 | 1.30%以内（付保の場合1.00%以内）
※金利は平成23年4月1日現在 |
| (5) 担保 | 金融機関所定の扱い |
| (6) 保証協会の保証 | 任意 |

● 募集期間

随時

● 利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P57 参照）に融資申込。ただし、再生支援分については、商工会議所、石川県商工会連合会又は財石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関（P57 参照）に融資申込してください。

問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ
TEL (076) 225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(15) 経営安定支援融資（資金繰り支援分）

保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。

● 対象となる方

売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能な者（経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有している者）

● 融資条件

- | | |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| (1) 限度額 | 8,000万円（特認280百万円） |
| (2) 期間 | 7年以内（据置1年以内）実情に応じ10年以内（据置1年以内） |
| (3) 利率 | 1.85%以内
ただし期間7年超の場合は変動金利1.95%以内
※金利は平成23年4月1日現在 |
| (4) 担保 | 保証協会所定の扱い |
| (5) 保証協会の保証 | 必須 |

● 募集期間

随時

● 利用方法

商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関（P57 参照）に融資申請してください。

問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課 金融グループ
TEL (076) 225-1522

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(16) いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業

産業化資源を活かした新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。

また、農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、異業種からの農業参入といった農商工連携の取組に対しても支援します。

●対象となる方

- (1) 産業化資源（※）を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者、または中小企業者らによるグループ
 - (※) 石川県では、農林水産物、伝統的工芸品、観光資源など193件の地域資源が指定されています。その他、指定されている産業化資源以外でも、一定の要件を満たす石川県特有のノウハウ・技術も対象とすることができます。
- (2) 農業者と商工業者の連携による新たな商品・サービスの開発、または異業種からの農業参入に取り組む企業者

●支援内容

●産業化資源を活用した取り組みに対する支援

- ◎中小企業等による、産業化資源を活用した新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。
- ◎団体や組合、グループによる事業化に向けての勉強会や、共同しての事業展開も支援します。

●農商工連携事業の支援

- ◎農林水産業者と商工業者との連携による新商品の開発と販路開拓を支援します。
- ◎異業種からの農業参入を支援します。

●募集期間

平成23年5月6日～6月30日

●利用方法

- (1) 石川県産業創出支援機構HPから申請様式をダウンロードし、応募してください。
- (2) 各支援内容の詳細については、HPをご参照ください。

HP：<http://www.isico.or.jp/shigen/shienmenu.htm>

問い合わせ先

県：石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ

TEL 076-225-1512 FAX 076-225-1514

財団法人石川県産業創出支援機構 (ISICO) 地域振興部

TEL 076-267-5551 FAX 076-268-1322

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

(17) 中小企業地域資源活用プログラム

産業化資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、補助金・低利融資などにより総合的な支援を行います。

● 対象となる方

産業化資源（※）を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者等

（※）石川県では、農林水産物、伝統的工芸品、観光資源など 193件の産業化資源が指定されています。

● 支援内容

● 補助金（地域資源活用売れる商品づくり支援事業）

試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

◎期間：5年以内、上限：3,000万円、補助率2／3以内

● 政府系金融機関による低利融資

設備資金や長期運転資金について低利に融資される制度があります。

● 信用保証の特例

保証協会の保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

● その他

この他、「専門家によるアドバイス」、「商談会・アンテナショップ等に対する優先的出展」、「設備投資減税」、「食品流通構造改善促進機構による債務保証」、「中小企業投資育成株式会社の特例」などの支援もあります。

以上の支援を受けるには、「地域産業資源活用事業計画」の認定が必要です。

● 募集期間

地域産業資源活用事業計画は、随時認定（年3回程度）

● 利用方法

（1）下記のいずれかにご連絡・ご相談ください。

問い合わせ先

国：独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸支部 地域資源活用推進課

TEL 076-223-5855 FAX 076-223-5762

県：石川県商工労働部産業政策課 競争力強化推進グループ

TEL 076-225-1512 FAX 076-225-1514

財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO） 地域振興部

TEL 076-267-5551 FAX 076-268-1322

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県環境部環境政策課
企画管理グループ
TEL：076-225-1463
FAX：076-225-1466

(18) 石川県環境保全資金融資制度

公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。

対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体

支援内容

● **融資対象事業**

- (1) 公害防止施設等の整備事業
- (2) 産業廃棄物の処理施設の整備事業
- (3) 循環型社会づくりのための施設整備事業
- (4) 地球環境保全のための施設整備事業
- (5) ISO14001の導入事業

● **融資条件**

- (1) 融資限度額 5,000万円（一部の事業、知事が特に必要と認めた場合は1億円）
- (2) 融資利率 1.60%（H23.4.1現在）
- (3) 償還期間 10年以内（据置期間はなし）
- (4) 信用協会の保証 取扱金融機関所定の扱い
- (5) 担保、保証人 取扱金融機関所定の扱い

募集期間

随時

利用方法

- (1) 申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。
- (2) 県で審査の上、基準に適合すると認めた場合は証明書を交付します。
- (3) 環境保全資金借入申込書に上記証明書を添付し、取扱金融機関（P57参照）へ申込みしてください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県環境部環境政策課
企画管理グループ
TEL：076-225-1463
FAX：076-225-1466

(19) 石川県地球温暖化対策支援融資制度

省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。

対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納のない中小企業者及びその団体であり、かつ環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、いしかわ事業者版環境ISO）のうちいずれか一つを取得していること

支援内容

● **融資対象事業**

- (1) 自然エネルギー導入施設の整備
- (2) エネルギー効率化施設の整備
- (3) 施設の省エネルギー改修事業
- (4) 屋上・壁面等の緑化事業
- (5) その他、地球温暖化防止に貢献する事業（低公害車の導入など）

● **融資条件**

- (1) 融資限度額 50,000千円
- (2) 融資利率 1.60%（H23.4.1現在）
- (3) 償還期間 10年以内（据置2年以内）
- (4) 信用協会の保障 取扱金融機関所定の扱い
- (5) 担保、保証人 取扱金融機関所定の扱い

募集期間

随時

利用方法

- (1) 申請書、必要書類を上記問い合わせ先まで提出してください。
- (2) 県で審査の上、基準に適合すると認めた場合は証明書を交付します。
- (3) 地球温暖化対策支援資金借入申込書に上記証明書を添付し、取扱金融機関（P57参照）へ申込みしてください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県環境部廃棄物対策課
審査グループ
TEL：076-225-1472
FAX：076-225-1473

(20) 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

中小企業者等が産業廃棄物処理施設を整備する場合に必要な資金を取扱金融機関が低利で融資するものです。

● 対象となる方

1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びに団体

● 制度資金内容

- (1) 融資対象施設
 - ①最終処分場 …… 規模に関わらずすべてのものが対象
 - ②焼却施設 …… 一定規模以上のもののみ対象
- (2) 融資条件
 - ①対象施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事（金沢市）の許可を要する施設
 - ②過去1年以内に改善命令以上の行政指導を受けていないこと。
- (3) 貸付限度額
 - ①最終処分場 …… 5億円
 - ②焼却施設 …… 1億円
- (4) その他、詳細については上記問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

● 募集期間

随時

● 利用方法

融資を受けようとする方は、申請書に添付書類を添えて、上記問い合わせ先まで提出してください。
（2部提出）
（なお、融資申込については、認定書交付後、直接取扱金融機関（P57参照）へ提出してください。）

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県環境部廃棄物対策課
循環型社会推進グループ
TEL：076-225-1471
FAX：076-225-1473

(21) 石川県エコ・リサイクル製品認定制度

県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」として積極的に利用とPRをしています。

● 対象となる方

石川県内で発生する再生資源（廃棄物等）を利用し、県内で製造加工され、販売されているリサイクル製品

● 支援内容

- 県が行う工事や事務用品等を発注する際、品質等が新品と同等であれば、認定製品の利用が可能な場合にはこれを優先的に利用します。
- 市町へは、県と同様に認定製品を優先的に利用するように要請しています。

● 募集期間

年1回

● 利用方法

認定申請をご希望の方は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県健康福祉部
長寿社会課
在宅サービスグループ
TEL：076-225-1417
FAX：076-225-1418

(22) 介護保険制度の事業者指定（居宅サービス）に関する相談

介護サービス事業では、多種多様な法人の参入を認めています。介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上必要な各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を行います。

対象となる方

介護サービス事業を実施しようとする建設企業（法人）

支援内容

●建設企業への情報提供

介護サービス事業のうち営利法人が参入可能な事業を紹介、事業者として指定を受けるために必要な基準の情報提供

●指定申請に関する相談

事業を始めるに当たり、事業者として指定を受けるために必要な基準等について事前相談の実施

◎建物等設備基準、職員配置基準、運営基準

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

実施期間

随時

利用方法

事前に来庁日時を上記問い合わせ先に電話でご連絡願います。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県健康福祉部
少子化対策監室
子育て支援担当
保育グループ
TEL：076-225-1421
FAX：076-225-1423
金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、
金沢市こども福祉課
(TEL 076-220-2299)まで
お問い合わせください。

(23) 認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

対象となる方

保育を目的とする施設を開設しようとする企業
(NPO 法人、個人等を含む)

支援内容

●開設希望者への情報提供

認可外保育施設を開設するにあたっての情報提供

●開設に向けての相談

認可外保育施設を開設する際の留意事項や必要な基準等について事前相談の実施

◎保育室等の構造設備及び面積基準、保育に従事する者の数及び資格、保育内容等

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

実施期間

随時

利用方法

上記問い合わせ先までお電話ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県健康福祉部
障害保健福祉課
企画推進グループ・
自立支援グループ
TEL：076-225-1428
FAX：076-225-1429

(24) 障害福祉サービス事業所の開設に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

対象となる方

障害福祉サービス事業の指定申請希望者

支援内容

●情報提供

障害福祉サービスの種類、内容や、事業者として指定を受けるために必要な基準の情報提供

●指定申請に関する相談

事業を始めるにあたり、事業者として指定を受けるための手続きや必要書類の相談

◎施設設備の基準、職員配置基準、運営基準を確認できる書類

◎事前に電話でご連絡いただければ、担当職員が対応します。

●施設・設備整備に関する相談

事業を始めるにあたり、事業所の整備に関する助成の相談

実施期間

随時

利用方法

上記問い合わせ先までお電話ください。

分野別	農林業 製造・販売業 環境・リサイクル 介護・福祉
ステップ	着想・発端 調査・計画 事業実施 定着・拡大
メニュー	相談 融資 助成 その他

問い合わせ先

石川県健康福祉部厚生政策課
地域福祉グループ
TEL：076-225-1419
FAX：076-225-1409
<http://www.pref.ishikawa.jp/bf/7.html>

(25) 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度

公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。

対象となる方

県内の民間事業者が公益的施設について、整備基準を遵守し又は整備基準に適合させるために行う新築等及び改修整備事業

支援内容

	融資対象 (公益的施設の整備を行う民間事業者)	融資限度	融資利率	融資期間
新築等	整備基準を遵守して行う整備 (増改築などを含みます)	3,000 万円 (ただし、工事費の20%以内)	年1.0% (平成22年 4月現在)	10年以内 (うち据置 3年以内)
改修	整備基準に適合させるために一体的に行う整備 (スロープ・昇降機・車いす対応トイレの設置など)	1,000 万円		

募集期間

随時

利用方法

- (1) 申請書等に必要事項を記入し、上記問い合わせ先へ郵送もしくは持参により提出ください。
- (2) 整備基準の適合などについて県の認定を受けた後、取扱金融機関 (P57参照) へ借り入れの申込を行い、融資審査を経ることが必要です。
- (3) 県への認定申請は工事着手前に行う必要があります。